

## 日税メールステーション 今月の経理情報

今回のテーマ： グループ法人税制～非適格組織再編が行われた場合の譲渡損益繰延べ～

完全支配関係のある法人間の譲渡損益調整資産に係る譲渡損益の繰延べは、完全支配関係のある法人間の非適格合併、非適格分割、非適格現物出資および非適格現物分配により資産が移転される場合においても適用されます。

譲渡損益調整資産 ... 譲渡直前の帳簿価額が1,000万円以上の固定資産・棚卸資産に含まれる土地等・有価証券(売買目的有価証券を除く)・金銭債権・繰延資産

### 1. 非適格組織再編が行われた場合の、被合併法人等の譲渡損益課税の取り扱い

		改正前	改正後
移 転 資 産	譲渡損益調整資産	移転時の譲渡損益課税あり	移転時の譲渡損益課税の繰延べ
	譲渡損益調整資産以外		移転時の譲渡損益課税あり

### 2. 合併法人の譲渡損益調整資産の取得価額の取り扱い

被合併法人(譲渡法人)から合併法人(譲受法人)に譲渡損益調整資産を移転した場合には、譲渡利益に相当する金額は、合併法人の譲渡損益調整資産の取得価額に含めず、譲渡損失に相当する金額は、合併法人の譲渡損益調整資産の取得価額に加算します。つまり、合併法人(譲受法人)は譲渡損益調整資産の取得価額に、被合併法人の帳簿価額を付すことになります。

	非適格合併の場合	譲渡の場合
譲渡損益調整資産の取得価額	被合併法人の帳簿価額を引継ぐ	時価で受け入れる
譲渡損益調整資産以外の取得価額	時価で受け入れる	

### 3. 繰延譲渡損益の課税実現の事由

非適格組織再編により譲渡損益調整資産の移転があった後に、次に掲げる事由が生じた場合には、譲渡法人で繰延べた譲渡損益が実現し、課税が行われます。

譲受法人が譲渡損益調整資産を譲渡、償却、評価換え、貸倒れ、除却等した場合  
譲渡法人と譲受法人の間に完全支配関係がなくなった場合

### お見逃しなく!

- 完全支配関係のある会社間での非適格組織再編となるケースの例  
組織再編により、合併法人等の株式(100%親会社の株式を含む)以外の資産が交付されること。  
組織再編後に、100%支配関係の継続が見込まれないこと。  
株主によって、株式を交付したり金銭等を交付するなど、個別に交付する資産が異なる場合。
- 非適格組織再編の場合、譲渡損益調整資産の課税は繰り延べられますが、株主の課税関係は生じます。